

**介護予防・日常生活支援総合事業
第一号訪問介護契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 誠心会
主たる事務所の所在地	〒899-2201 鹿児島県日置市東市来町湯田 3614 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 前原 くるみ
設立年月日	1967年8月1日
電話番号	099-274-0550

2、ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションふる里
サービスの種類	介護予防訪問介護相当サービス
事業所の所在地	〒899-3306 鹿児島県日置市吹上町小野 1478 番地
電話番号	099-296-2455
指定年月日	2000年4月1日 ・ 鹿児島県 4672900117 号
通常の事業所の実施地域	日置市全域

3、事業所の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは、要介護状態となることの予防のため、適切なサービスを提供します。

4、提供するサービス内容

第1号訪問事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接触れて行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など

5、営業日時

営業日	日曜日から土曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6 事業所の職員体制

職種	資格	体制	員数
管理者	介護福祉士	常勤	1名（サービス提供責任者兼務）
サービス提供責任者	介護福祉士	常勤	1名以上（1名は管理者兼務）
訪問介護員	2級修了者以上	非常勤	3名以上

7、サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

8、利用料金・支払い方法

料金表は別紙をご参照下さい

原則として介護負担割合証による利用者の負担額となります。

2 当事業所は当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月の 10 日以降利用者様に通知し翌月月末までのお支払いいただきます。

支払い方法は、通常、集金とさせていただいておりますが、別途話し合いの上、口座振り込み又は、窓口支払いにも応じます。

利用者からの支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行いたします。

振込先	鹿児島信用金庫 湯之元支店	(普通) 6204348	医療法人 誠心会 ヘルパーステーションふる里
-----	------------------	-----------------	---------------------------

9、第三者評価

あり・なし	ありの場合実施日と機関
-------	-------------

10、苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 099-273-6100 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関に申し立てることができます。

苦情受付機関	日置市介護保険課	電話番号 099-272-0505
	日置市地域包括支援センター	電話番号 099-248-9423
	鹿児島県国民健康保険団体連合会	電話番号 099-213-1522
	地域振興局（地域保健福祉課）	電話番号 099-272-6301

11、緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名 名前 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	(続柄)

12、事故発生時の対応

ご利用者様への訪問介護の提供時に事故が発生した場合には、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、その記録をします。
 ご利用者様への訪問介護の提供の時に賠償すべき事故が発生した場合損害賠償を速やかに行います。

13、介護員の禁止事項

- (1) 医療行為又は医療補助行為
- (2) 利用者若しくはその家族から金銭又は高価な物品の授受、お茶、お菓子等の接待
- (3) 契約者の家族等に対する訪問介護サービス
- (4) 契約者若しくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (5) 厚生省の定める一般に介護保険の家事援助に含まれないと考える事例行為

14、協力医療機関との連携

当事業所では、次に掲げる病院や歯科診療所と連携し、ご利用者様の状態が急変等した場合には、速やかに対応します。なお、対応外の急変等については他院での対応となります。

協力医療機関	前原総合医療病院	前原総合医療病院 歯科
--------	----------	-------------

受領サイン (事業所保管分に署名・押印をお願いします)

本書を受領しました。

年 月 日

(氏名)

印